



- ・既設の処理困難物貯留場をストックヤードとして活用。  
・粗大、不燃を貯留する。
- ・既設の車庫棟を改造し、ストックヤードとして活用  
・缶類、びん類、ペットボトル、新聞・雑誌、段ボール、小型家電を貯留する。

■ : 事業実施区域  
※既存施設の計量機及び計量機室のモニタ等も本事業に含む

±0 : 敷地内高低差 (mm)  
74.75 : 標高値 (m)